

プロジェクト IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 ファイナンスに係る排出 (financed emissions)

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、第 24 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 11 月 2 日開催）においてご議論いただいた事項を踏まえ、日本版 S2 基準における**ファイナンスに係る排出 (financed emissions)**に関する定めについて検討することを目的としている¹。
3. 温室効果ガス排出に関連する論点は次を予定している。なお、経過措置については、別途まとめて検討する予定である。

温室効果ガス排出の開示に関する論点一覧（本論点はハイライト部分）

範囲	《境界の画定》	SSBJ
	温室効果ガス排出の 3 つのスコープ	第 21 回
	GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係	第 26 回
	GHG プロトコルの測定アプローチ	第 21 回
	スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出の分解	第 21 回
測定	《温室効果ガス排出の測定》	
	[3 つのスコープ共通]	
	バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価	第 22 回
	異なる報告期間の情報の使用	第 22 回
	CO ₂ 相当量に変換した温室効果ガスの集約	第 22 回
	[スコープ 2 温室効果ガス排出]	
	スコープ 2 温室効果ガス排出の測定におけるロケーション基準とマーケット基準	A2-1
	[スコープ 3 温室効果ガス排出]	
	スコープ 3 温室効果ガス排出の見積り：実務上不可能な場合	第 24 回

¹ 「ファイナンスに係る排出」、「資産運用」、「商業銀行」、及び「保険」の定義については、第 24 回サステナビリティ基準委員会における審議事項 A2-5 「ファイナンスに係る排出 (financed emissions) (定義)」を参照のこと。

		スコープ3の測定フレームワーク	第24回
		絶対総量の開示における重要性の判断の適用	第23回
		ファイナンスに係る排出 (financed emissions)	A2-2
表示		《温室効果ガス排出量の表示単位》	第22回
開示		《温室効果ガス排出の絶対総量の開示》	第23回
		《温室効果ガス排出の測定方法の開示》	第24回
その他		《経過措置》	-

事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第36項参照）。
- (1) 日本版S2基準において、IFRS S2号におけるファイナンスに係る排出に関する定めを取り入れる。

ISSB基準の理解

5. IFRS S2号では、ファイナンスに係る排出に関する要求事項について、別紙のとおり定めている（和訳は事務局による仮訳）。

（公開草案における本論点の取扱い）

6. IFRS S2号の公開草案付録B「産業別開示要求」（以下「S2基準案付録B」という。）では、サステナビリティ会計基準審議会（以下「SASB」という。）が開発したSASBスタンダード²の内容のうち、68産業の気候関連の開示要求について、基準の一部を構成するものと位置付け、企業に特定の産業の指標の開示を要求することが提案されていた。
7. S2基準案付録Bのうち金融セクターについては、B15巻「資産運用及び管理業務」からB19巻「不動産金融」において開示すべき指標等が提案され、ファイナンスに係る排出の要求事項についてもその中で提案されていた。

（公開草案に対する当委員会のコメント）

8. 本論点に関して当委員会からコメントした事項は次のとおりである。

² 2022年8月に、IFRS財団は、SASBを含む「価値報告財団（VRF）」を統合し、SASBスタンダードの維持等の責任を負うとしている。<https://www.ifrs.org/issued-standards/sasb-standards/>

- (1) ファイナンスに係る排出は、金融機関における温室効果ガス排出の大部分を占める情報であり、一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズも高く、金融機関の社会的な影響の大きさを考慮すると、ファイナンスに係る排出の産業別開示要求を定めることは支持できる。
- (2) 一方、ファイナンスに係る排出の制度開示への導入にあたっては、次に関する算定実務の進展にあわせて段階的な実施を検討する必要があると考えられる。なお、具体的な開示要求の策定にあたっては、実務においてその利用の拡大が見込まれる、「金融向け炭素算定パートナーシップ」(以下「PCAF」という。)の基準の考え方を基礎とすることが効率的かつ効果的であると考えられる。
 - ① 資産クラス別のグロス・エクスポージャー
 - ② 投融資先のデータの入手タイミング

公開草案からの変更点

9. 公開草案に対して寄せられたフィードバックでは、S2 基準案付録 B を開示要求として取り入れる点につき意見が分かれたため、当初は、S2 基準案付録 B を基準の一部を構成しないものと位置付け、S2 基準案付録 B に収録していた内容の一部を国際的に適用可能なものとなるよう修正した上で、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」(以下「産業別ガイダンス」という。)として提供することを決定した (IFRS S2 号 BC36 項、BC124 項)。
10. 一方、ISSB は、資産運用、商業銀行及び保険に関連する金融活動を営む企業については、ファイナンスに係る排出に関する情報が重要である (important) ことから、これらの 3 つの産業に関する活動 (activities) を行う企業に対して、比較可能性を高めるため、S2 基準案付録 B において提案されていた要求事項の一部をファイナンスに係る排出に関する追加的な情報として開示することを要求することを決定した (IFRS S2 号 BC124 項及び BC125 項)。

事務局による分析

(総論ーファイナンスに係る排出の開示)

11. ファイナンスに係る排出の情報の有用性や国際的な整合性の観点からは、ファイナンスに係る排出の開示要求を日本版 S2 基準に定めることが考えられる。

12. この点、当委員会が懸念を示していた投融資先のデータの入手タイミング（本資料第8項（2）参照）に関しては、IFRS S2号において特定の条件を満たす場合に、報告企業の報告期間とは異なる報告期間を有するバリュー・チェーン上の各企業から入手した情報を使用して温室効果ガス排出を測定することが新たに定められ（IFRS S2号B19項）、一定の手当がなされたとの理解である。また、当委員会においても同様の手当をすることが考えられ、当該定めを日本版S2基準に取り入れる方向で検討している³。
13. さらに、ファイナンスに係る排出に関する開示実務の進展のスピードは早いと考えられ、開示に着手しないこと自体が金融機関にとって大きなリスクになると考えられる。

（各論－資産運用に関する活動）

14. ファイナンスに係る排出の具体的な定めを検討するにあたり、資産運用に関する活動を営む企業については、IFRS S2号を取り入れ、次のように定めることが考えられる。

資産運用に関する活動を営む企業は、次を開示しなければならない。

- (1) スコープ1 温室効果ガス排出、スコープ2 温室効果ガス排出及びスコープ3 温室効果ガス排出に分解された、ファイナンスに係る排出の絶対総量
- (2) (1)のファイナンスに係る排出に関連する運用資産残高（AUM）の総額（財務諸表の表示通貨で表す。）
- (3) 運用資産残高の総額に対する、(2)の割合。当該割合が100%未満の場合、ファイナンスに係る排出に関連する資産に、運用資産残高の一部を含めていないことについて説明する情報（含めていない資産の種類及び関連する運用資産残高の金額を含む。）
- (4) ファイナンスに係る排出を算定するために用いた方法（投資の規模に関連して、自身に帰属する排出量を決定するために用いた配分方法を含む。）

スコープ1、スコープ2 及びスコープ3 の温室効果ガス排出に分解された、ファイナンスに係る排出の絶対総量

15. IFRS S2号B61項(a)では、資産運用活動に参加する企業に対し、投資先の温室効果ガス排出に対する持分割合相当を、ファイナンスに係る排出として、スコープ1 温室効果ガス排出、スコープ2 温室効果ガス排出及びスコープ3 温室効果ガス排出に分解して開示することを求めている。温室効果ガスの排出源をスコープ別に示すことは、利用者にとって有用な情報となると考えられる。

³ 第22回サステナビリティ基準委員会（2023年10月2日）審議事項A2-2「異なる報告期間の情報の使用」

運用資産残高（AUM）の総額及び割合の開示

16. IFRS S2 号では、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の 3 つの温室効果ガス排出量の合計に関連する運用資産残高の総額を、単一の金額として開示することを求めている（IFRS S2 号 B61 項(b)）。
17. 運用資産残高は、通常は財務諸表の科目として表示されないと考えられるが、資産運用に関する活動を行う企業の規模や運用業績の多寡を示す、グローバルで共通の指標であると考えられる。また、運用資産残高と投資先の温室効果ガス排出量とを紐づけ、運用資産残高の総額に対してどの程度温室効果ガス排出量を紐づけられたかを示すカバー率に関する開示を求めることで、運用資産残高と温室効果ガス排出との関連性を示し、排出における間接的な関与を示す有用な情報を提供する可能性があると考えられる。
18. さらに、IFRS S2 号 B61 項(c)では、ファイナンスに係る排出に関連する運用資産残高の総額に紐づけられず、運用資産残高の総額に含めないこととした資産（例えば現金などが考えられる⁴。）の種類及び関連する運用資産残高の開示を求めているが、これらの資産に関する情報も有用な情報を提供する可能性があると考えられる。

運用資産残高（AUM）の定義

19. 「運用資産残高」の定義については、IFRS S2 号及び「気候関連開示の適用に関する産業別ガイダンス」において定義されていない。この点、資産運用に関する活動を行う企業又は当該企業が所在する法域において、既に定義され実務が行われていることが考えられるため、あえて定義していないことが理由として考えられる。このため、日本版 S2 基準においても「運用資産残高」の定義は特段定めないことが考えられるかどうか。

ファイナンスに係る排出の算定方法

20. IFRS S2 号では、ファイナンスに係る排出についてさまざまなアプローチの使用を認めるとともに、企業のエクスポージャー及び企業がファイナンスに係る排出を算定するために用いたアプローチを利用者が理解するために必要な情報を提供することとしている（IFRS S2 号 BC125 項）。
21. ファイナンスに係る排出の具体的な算定方法については、例えば株式であれば、投資先のスコープ別の温室効果ガス排出の絶対総量に、投資先の資金調達総額に対する報告企業の投資額の割合⁵を乗じる方法が一般的であると考えられるが、資産の種類によっては、

⁴ IFRS S2 号「気候関連開示」に関する付属ガイダンス IE27 項

⁵ 例えば PCAF では、投資先の株式時価総額及び負債総額の合計額に対する、報告企業の株式投資残高（時価）の割合とされている。

これから算定方法が導入又は改良され、その進展とともに、一定の方法が確立されることになると考えられる。

22. このため、企業が柔軟に対応できるよう、IFRS S2 号と同様にファイナンスに係る排出を算定するために用いた方法（投資の規模に関連して、自身に帰属する排出量を決定するために用いた配分方法を含む。）に関する定めを日本版 S2 基準に取り入れることとし、個別具体的な算定方法は定めないこととしてはどうか。

（各論－商業銀行に関する活動若しくは保険に関連する金融活動又はその両方）

23. 商業銀行に関する活動若しくは保険に関連する金融活動又はその両方を営む企業に対するファイナンスに係る排出の開示については、IFRS S2 号を取り入れ、次のように定めることが考えられる。

商業銀行に関する活動若しくは保険に関連する金融活動又はその両方を営む企業は、次のように開示しなければならない。

- (1) ファイナンスに係る排出の絶対総量について、次のように開示しなければならない。
- ① スコープ 1 温室効果ガス排出量、スコープ 2 温室効果ガス排出量及びスコープ 3 温室効果ガス排出量に分解する。
 - ② 報告期間の末日時点で入手可能な、最新の「世界産業分類基準」(GICS) の 6 桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。
 - ③ 次の資産クラスに分解する。
 - ア 融資
 - イ プロジェクト・ファイナンス（商業銀行に関する活動のみ）
 - ウ 債券
 - エ 株式投資
 - オ 未実行のローン・コミットメント
 - カ その他の資産
 - ④ 「その他の資産」をさらに分解して③に含まれない資産クラスを追加する場合、当該追加の資産クラスを設けることが、一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性がある情報を提供する理由について説明する。
- (2) グロス・エクスポージャーについて、次のように開示しなければならない。グロス・エクスポージャーは、適用している会計基準にかかわらず、貸借対照表価額（該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額）を開示しなければならない。
- ① 報告期間の末日時点で入手可能な、最新の「世界産業分類基準」(GICS) の 6 桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。

- ② 次の資産クラスに分解する。
 - ア 融資
 - イ プロジェクト・ファイナンス（商業銀行に関する活動のみ）
 - ウ 債券
 - エ 株式投資
 - オ 未実行のローン・コミットメント
 - カ その他の資産
- ③ 未実行のローン・コミットメントに関するグロス・エクスポージャーは、実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示する。
- (3) グロス・エクスポージャーについて、次を開示しなければならない。ここで、グロス・エクスポージャーの貸借対照表価額にリスクを軽減するための取組みの影響が反映されている場合は、それらの影響を含めてはならない（「リスクを軽減するための取組みの影響」は商業銀行に関する活動のみ）。
 - ① グロス・エクスポージャーの総額に対する、ファイナンスに係る排出に関連するグロス・エクスポージャーの総額の割合
 - ② ①の割合が100%未満の場合、ファイナンスに係る排出に関連する資産にグロス・エクスポージャーの一部を含めていないことについて説明する情報（含めていない資産の種類を含む。）
 - ③ ファイナンスに係る排出に関連するグロス・エクスポージャーのうち、未実行のローン・コミットメントの割合
- (4) ファイナンスに係る排出を算定するために用いた方法（グロス・エクスポージャーの規模に関連して、企業自身に帰属する排出量を決定するために用いた配分方法を含む。）を開示しなければならない。

24. IFRS S2 号 B62 項(a)及び B63 項(a)項では、商業銀行及び保険に関連する金融活動を営む企業に対し、産業別及び資産クラス別に、投融資先の温室効果ガス排出に対する自社の持分割合相当を、ファイナンスに係る排出として、スコープ1、スコープ2及びスコープ3温室効果ガス排出に分解して開示することを求めている。

- (1) 産業別に分解する場合、報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した、「世界産業分類基準」(GICS)の6桁の産業レベルのコードを用いる。
- (2) 資産クラス別に分解する場合、融資、プロジェクト・ファイナンス（商業銀行の活動を営む企業のみ）、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントを含めることが求められている。

GICS を用いた産業分類

25. 世界産業分類基準 (GICS) は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスと MSCI が 1999 年に共同開発した産業分類とされ、11 セクター、25 産業グループ、74 産業及び 163 のサブ産業グループで構成されており⁶、74 の産業分類が「6 桁の産業レベル」に該当するものと考えられる。
26. 日本企業における現在の実務では、総務省が公表している「日本標準産業分類」又は当該分類に基づく日本取引所グループの産業分類⁷を用いることが多いと考えられるが、GICS については、既に日本語版が無料で入手可能であり、「産業サブグループ」においてより詳細な産業の説明がなされているため、各企業における現行の分類に基づき、GICS への読み替えが可能であると考えられる。
27. GICS のコードは、グローバルでの比較可能性を担保するタグの役割を担うと考えられることから、当該要求事項を、日本版 S2 基準に取り入れることが考えられるがどうか。

(GICS のイメージ)

GICS (世界産業分類基準)
2023年3月17日の営業終了後 (米国東部標準時) より有効

赤字は、2023年3月時点における名称、定義、またはGICS構成の変更を示す。
青字は、相談に関連していない新名称を示す。

セクター	産業グループ	産業	産業サブグループ
10 エネルギー	1010 エネルギー	101010 エネルギー設備・サービス	10101010 石油・ガス掘削 掘削請負会社、または掘削装置を所有してあり油田掘削サービスを請け負う業者。
			10101020 石油・ガス装置・サービス 掘削装置・設備を含む装置製造会社、および、石油・ガス油田の掘削、油層評価、仕上げを行う会社に用品やサービスを提供する会社。
		101020 石油・ガス・消耗燃料	10102010 総合石油・ガス 石油・ガスの探査・開発を行い、精製・販売・輸送・化学品製造のいずれか少なくとも一分野において顕著な活動が見られる総合石油会社。
			10102020 石油・ガス探査・開発 他のグループに分類されていない石油・ガスの探査・開発を行う会社。
			10102030 石油・ガス精製・販売 石油・ガスおよび精製品の精製、販売を行う会社で、産業サブグループの「総合石油・ガス」または「独立系発電事業者・エネルギー販売業者」に分類されていない会社。
			10102040 石油・ガス貯蔵・輸送 石油・ガスおよび精製品の貯蔵および輸送を行う会社。各種中流(ミッドストリーム)天然ガス供給会社、石油および精製品のパイプライン、石炭スラリーパイプライン、石油・ガス輸送会社を含む。
15 素材	1510 素材	151010 化学	15101010 基礎化学品 主に工業用化学薬品や基礎化学薬品を製造する会社。プラスチック、化学繊維、フィルム、商品別塗料・顔料、火薬類、石油化学製品等を含む。産業サブグループの「総合化学」、「肥料・農業」、「工業用ガス」、「特殊化学品」に分類されている化学薬品会社は除く。
			15101020 総合化学 産業サブグループの「工業用ガス」、「基礎化学品」、「特殊化学品」、「肥料・農業」に分類されていない各種化学薬品製造会社。
			15101030 肥料・農業 肥料、殺虫剤、カビ、および他のグループに分類されていない農業関連化学薬品の製造を行う会社。
			15101040 工業用ガス 工業用ガスの製造会社。
			15101050 特殊化学品 精製化学製品、添加剤、高分子、接着剤、密閉剤、特殊塗料・顔料、コーティング剤等の各種製品の製造に使用される高付加価値化学薬品を主に製造する会社。
			151020 建設資材
		151030 容器・包装	15103010 金属・ガラス・プラスチック容器(新名称) 金属、ガラス、プラスチック容器の製造会社。コルク栓、口金を含む。
			15103020 紙・紙製品(新名称)
			15103030 印刷製品(新名称)
			15103040 印刷製品(新名称)

こちらの6桁コードを用いる。

⁶ <https://www.msci.com/our-solutions/indexes/gics#:~:text=GICS%20is%20a%20four%2Dtiered,to%20its%20principal%20business%20activity.>

⁷ <https://www.jpx.co.jp/sicc/sectors/nlsgeu00000329wk-att/gyousyu.pdf>

資産クラス

28. IFRS S2 号では、投資先又は融資先のスコープ別の温室効果ガス排出について、次に示す資産クラスに分類することを求めており、これ以外の資産クラスの開示を追加する場合は、利用者の意思決定に関連性がある情報を提供する理由について説明することが求められている。

(商業銀行・保険共通)

融資、債券、株式投資、未実行のローン・コミットメント

(商業銀行のみ)

プロジェクト・ファイナンス

29. これらの資産クラスの定義については、既に実務においてそれぞれ定義がなされていると考えられることから、あえて定義しないことが考えられる。

産業別、資産クラス別のグロス・エクスポージャー

30. 報告企業は、投融資先の温室効果ガス排出のうち、報告企業が投融資した割合に相当する温室効果ガス排出をファイナンスに係る排出として開示することが求められているが、IFRS S2 号では、ファイナンスに係る排出を算定するために用いた方法（グロス・エクスポージャーの規模に関連して、企業自身に帰属する排出量を決定するために用いた配分方法を含む。）については、具体的な方法を示しておらず、開示を求めている。
31. この点、IFRS S2 号では、実務の進展に伴い算定方法が確立され则认为、特定の算定方法を定める代わりに、企業が開示目的を踏まえ企業の実態を反映するように算定方法を決定することとした上で、当該算定方法の開示を求めていると考えられる。
32. また、例えば PCAF では、これまで上場株式・社債、事業性融資・非上場株式、プロジェクト・ファイナンス、商業不動産、住宅ローン、自動車ローン、及び国債の7つの資産クラスについて、ファイナンスに係る排出の規準が公表されているとのことであり、これらが参考になると考えられる⁸。
33. 以上から、IFRS S2 号の要求事項を取り入れ、日本版 S2 基準においても、具体的な算定方法は定めず、算定方法を開示することとしてはどうか。

⁸ <https://carbonaccountingfinancials.com/files/downloads/PCAF-Global-GHG-Standard.pdf>
なお、PCAF が開発する規準に関する情報を適時に入手するには、PCAF に加盟することが必要と考えられる（有料）のため、ここでは間接的に内容をご紹介している。

34. なお、商業銀行の活動に関して、融資額 (funded amounts) について、「リスク軽減 (risk mitigants) のすべての影響をグロス・エクスポージャーに含めない」ことが要求されている (IFRS S2 号 B62 項(c)(iii)) が、これは、例えば、物的担保、金融担保、クレジット・デフォルト・スワップ、気候保険などの低炭素経済への移行に伴う信用リスクを含む、さまざまな気候関連リスクから融資を保護するために用いられる、あらゆる手段が含まれると考えられる。

日本版 S2 基準への取入れ

35. 以上を踏まえると、当委員会の懸念 (本資料第 8 項参照) は一定程度解消したと考えられるため、IFRS S2 号のファイナンスに係る排出の定めを日本版 S2 基準に取り入れることが考えられるがどうか。

(商業銀行に関する活動及び保険に関連する金融活動を営む企業に関する開示要求のイメージ (開示例ではない)) (資産運用に関する活動を営む企業については、別紙「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」を参照)

GICS	産業	グロス・エクスポージャー (円)		温室効果ガス排出量 (t-CO2eq)		
		資産の種類	BS価額	スコープ1	スコープ2	スコープ3
101020	石油・ガス・消耗燃料	貸付金	XX	XX	XX	XX
		債券	XX	XX	XX	XX
		株式投資	XX	XX	XX	XX
151010	化学	貸付金	XX	XX	XX	XX
		債券	XX	XX	XX	XX
		株式投資	XX	XX	XX	XX
XX	XX	X X	XX	XX	XX	XX

グロス・エクスポージャーのカバー率	98%
-------------------	-----

事務局による提案

36. 日本版 S2 基準において、次のことを定めることが考えられるがどうか。

(1) 資産運用に関する活動を営む企業は、次を開示しなければならない。

- ① スコープ 1 温室効果ガス排出、スコープ 2 温室効果ガス排出及びスコープ 3 温室効果ガス排出に分解された、ファイナンスに係る排出の絶対総量
- ② ①のファイナンスに係る排出に関連する運用資産残高 (AUM) の総額 (財務諸表の表示通貨で表す。)

- ③ 運用資産残高の総額に対する、②の割合。当該割合が100%未満の場合、ファイナンスに係る排出に関連する資産に運用資産残高の一部を含めていないことについて説明する情報（含めていない資産の種類及び関連する運用資産残高の金額を含む。）。
- ④ ファイナンスに係る排出を算定するために用いた方法（投資の規模に関連して、自身に帰属する排出量を決定するために用いた配分方法を含む。）
- (2) 商業銀行に関する活動若しくは保険に関連する金融活動又はその両方を営む企業は、次のように開示しなければならない。
- ① ファイナンスに係る排出の絶対総量について、次のように開示しなければならない。
- ア スコープ1 温室効果ガス排出量、スコープ2 温室効果ガス排出量及びスコープ3 温室効果ガス排出量に分解する。
- イ 報告期間の末日時点で入手可能な、最新の「世界産業分類基準」(GICS)の6桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。
- ウ 次の資産クラスに分解する。
- (a) 融資
- (b) プロジェクト・ファイナンス（商業銀行に関する活動のみ）
- (c) 債券
- (d) 株式投資
- (e) 未実行のローン・コミットメント
- (f) その他の資産
- エ 「その他の資産」をさらに分解してウに含まれない資産クラスを追加する場合、当該追加の資産クラスを設けることが、一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性がある情報を提供する理由について説明する。
- ② グロス・エクスポージャーについて、次のように開示しなければならない。グロス・エクスポージャーは、適用している会計基準にかかわらず、貸借対照表価額（該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額）を開示しなければならない。
- ア 報告期間の末日時点で入手可能な、最新の「世界産業分類基準」(GICS)の6桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。
- イ 次の資産クラスに分解する。

- (a) 融資
- (b) プロジェクト・ファイナンス（商業銀行に関する活動のみ）
- (c) 債券
- (d) 株式投資
- (e) 未実行のローン・コミットメント
- (f) その他の資産

ウ 未実行のローン・コミットメントに関するグロス・エクスポージャーは、実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示する。

- ③ グロス・エクスポージャーについて、次を開示しなければならない。ここで、グロス・エクスポージャーの貸借対照表価額に、リスクを軽減するための取組みの影響が反映されている場合は、それらの影響を含めてはならない（「リスクを軽減するための取組みの影響」は、商業銀行に関する活動のみ）。

ア グロス・エクスポージャーの総額に対する、ファイナンスに係る排出に関連するグロス・エクスポージャーの総額の割合

イ アの割合が 100%未満の場合、ファイナンスに係る排出に関連する資産にグロス・エクスポージャーの一部を含めていないことについて説明する情報（含めていない資産の種類を含む。）

ウ ファイナンスに係る排出に関連するグロス・エクスポージャーのうち、未実行のローン・コミットメントの割合

- ④ ファイナンスに係る排出を算定するために用いた方法（グロス・エクスポージャーの規模に関連して、自身に帰属する排出量を決定するために用いた配分方法を含む。）を開示しなければならない。

文案

37. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶ S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料第 36 項に示す日本版 S2 基準の定めに関する事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上